

## Villa Skavla 宿泊約款

### (適用範囲)

第1条 Villa Skavla (以下「当施設」) が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等 (法令または法令に基づくものをいう。以下同じ) または一般に確立された慣習によるものとする。

2 当施設が法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする希望者は、旅館業法及び同法施行規則並びに北海道の条例の関係条項に基づき、次の事項を当施設に申し出ることとする。

- (1) 宿泊者氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊者の連絡先
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ることとする。

3 宿泊者が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとする。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時点で成立するものとする。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではない。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊者は当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当宿泊施設が指定する日までに支払う。

3 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該宿泊にかかる申込みを意思に反しなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとする。

- (1)前項の宿泊料金を同項の定めにより指定した日までに支払いがないとき
- (2)前条 1 項に基づき申出のあった連絡先と不通のとき
- (3)当宿泊施設からの連絡を拒否されたとき

4 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還はしない。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条 当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法第4条の2第1項の規定により協力を求めることができる。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 次に掲げる場合において、当施設は宿泊契約の締結に応じないことがある。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外に宿泊を拒むことがあることを意味するものではない。

- (1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2)満室により客室の提供ができないとき
- (3)災害その他の緊急事態の発生等により、被災者等に優先利用させるとき
- (4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当するとみとめられるとき
  - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団、暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき
  - ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき
- (5)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (6)宿泊しようとする者に、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき
- (7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動や行為をしたとき
- (10)宿泊しようとする者が、当施設従業員への威嚇行為等により当施設の運営を阻害する恐れがあるとき
- (11)宿泊しようとする者の心身の不調が、明らかに認められる状態であるとき
- (12)保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき
- (13)宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき

(14)意思に反し、宿泊の申込みをしたとき

(15)その他、関係法令等に規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当施設に対し、当施設が前条に基づき宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができる。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊者は、当施設への申し出により、宿泊契約を解除することができる。

2 宿泊者が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金を支払う。

3 宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しない場合、当施設は、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとして処理することができる。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがある。ただし、本項は、当施設が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではない。

(1)宿泊者が、次のイからハに該当するとみとめられるとき

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団、暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき

ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき

(2)宿泊者が、当施設内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反る行為をし、またはこれらの行為をす  
るおそれがあるとき

(3)宿泊者が、特定感染症の患者等であると明らかに認められるとき

(4)宿泊者が、社会通念上、相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき

(5)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

(6)客室内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき

(7)当施設側の許可なく宿泊する権利を譲渡、または譲渡しようとしたとき

(8)宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき

(9)この約款又は当施設の利用規則に違反したとき

(10)その他、関係法令等に規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

2 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあった宿泊者の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条第3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとする。

3 当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)及び(5)の場合を除き、宿泊料金を返還しない。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊者は、当施設に対し、当施設が前条に基づき宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができる。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊者は、旅館業法及び同法施行規則並びに北海道条例の関係条項に基づき、宿泊日当日、当施設が指定する場所において、次の事項を登録する。

(1)宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び連絡先

(2)日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号

(3)その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊者が当施設の客室及び敷地を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとする。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができる。

2 前項に基づき宿泊者が客室を使用できる時間内であっても、当施設は安全及び衛生管理、その他当施設の運営管理上の必要があるときには客室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。

(利用規則の遵守)

第10条 当施設内において、宿泊者は当施設の利用規則に従わなければならない。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによる。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊者の到着の際又は当施設が請求したとき、日本円、当施設が認めたクレジットカード、または当施設が承認する決済手段により当施設が指定する場所において行う。

3. 当施設が宿泊者に客室を提供し使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊者は宿泊料金を支払う。

(当施設の責任)

第 12 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、また、それらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではない。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条 当施設では寄託物等の取り扱いは行わない。宿泊者が当施設内に持ち込んだ物品又は現金、並びに貴重品に関し、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負わない。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物、携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとする。ただし、所有者の指示がない場合、また所有者が判明しない場合には、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届ける。

(駐車場の責任)

第 15 条 宿泊者が当施設の駐車場を利用する場合、当施設は駐車場所を貸与するのであって、車両の保管責任まで負うものではない。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意、重大な過失により損害を与えたときは、その損害の責を負う。

(宿泊者の責任)

第 16 条 宿泊者によるこの約款及び利用規則に違反する行為、また、その他宿泊者の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失、その他の損害を被ったときは、宿泊者が当施設の被った損害を賠償する。

(免責事項)

第 17 条 当施設内のインターネット・Wi-Fi の利用については、宿泊者の責任で行うものとし、利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、宿泊者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負わない。

また、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合については、宿泊者はその損害を賠償する。

(支配する国語)

第 18 条 本約款は日本語で標記されているが、宿泊者が日本語を習得していない場合であっても、この約款を理解したものと見なす。

別表第 1 宿泊料金の算定方法 (第 11 条関係)

	内 訳	
宿泊料金	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯宿泊料金	有料オプション等の利用料
	税金	消費税・宿泊税等

(注) 宿泊料金は、Web サイト等に表示する料金表による。

別表第 2 違約金 (第 6 条関係)

連絡なしの不泊	前日から当日	14 日前から 2 日前	30 日前から 15 日前
100%		50%	20%

- (注) 1 違約金の率は、宿泊料金 (他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含む。) に対するものである。なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーに従って計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受する。
- 2 契約日数が短縮された場合には、その短縮日数分の違約金を収受する。
- 3 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された部分の宿泊料金について、違約金として収受する。

## Villa Skavla 利用規則

当施設は、宿泊者が安全・快適に利用できるため、また、施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めており、この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがある。

- 1 契約人数を超えての客室利用を禁止する。  
申出なく契約人数を超えての利用（客室や敷地内への立ち入りも含む）が発覚した場合には、その超過利用分を支払うこととする。
  
- 2 当施設内での次に定める行為を禁止する。
  - (1)当施設所定の場所以外での喫煙
  - (2)室内（土間を除く）での土足
  - (3)放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
  - (4)次に定める物品の持ち込み。
    - ①動物等（盲導犬等を除く）。
    - ②覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
    - ③発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
    - ④許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品。
    - ⑤著しく多量もしくは重量のある物品
    - ⑥悪臭を発するもの
    - ⑦ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
    - ⑧その他当施設が客室への持込みを禁止することとした物品
  - (5)公序良俗に反する行為
  - (6)客室等の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
  - (7)客室以外の場所での所持品の放置
  - (8)客室以外の施設への立ち入り
  - (9)浴室内での染毛・漂白剤等の使用
  - (10)当施設の許可なく行う営利を目的とした活動
  - (11)その他当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
  
- 3 客室内での次に定める行為は禁止する。
  - (1)宿泊を目的としない利用
  - (2)外来者との敷地内・客室での面会

(3)客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他施設の外観を損なう物品を掲示すること

4 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受ける。

5 駐車場の利用の際は、次に掲げる事項を遵守する。

(1)宿泊客の利用時間は、原則としてチェックイン時からチェックアウト時までとする。

(2)駐車場敷地内での洗車を、原則禁止する。